



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

文部科学省初等中等教育局に要望 高等学校衛生看護科における 准看護師養成の停止を

公益社団法人日本看護協会（会長：高橋弘枝、会員 76 万人）は 3 月 12 日、文部科学省初等中等教育局の矢野和彦局長に、令和 7 年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

本会では制度創設以後、一貫して准看護師養成の停止に取り組んできました。現在、准看護師の養成は、准看護師養成所のほか高等学校衛生看護科でも行われています。しかし、入学定員の充足率の学校差は大きく、また、約 9 割が卒業直後に、看護師資格取得のため進学しています。准看護師制度の課題や社会情勢を踏まえ、本会は、高等学校衛生看護科における准看護師養成の停止を要望しました。

高橋会長は「看護師と准看護師は異なる資格であり、教育内容や求められる看護実践能力が違う。急性期から在宅医療など、全ての領域において医療は高度化、複雑化しており、准看護師では現在の医療ニーズに十分に対応できない。また、療養の場が広がる中、医療と生活両面からの質の高いケアの提供は、看護師でなければ難しい」とした上で、「看護師と准看護師では生涯賃金も大きく異なっており、学生には、これからの医療を担う看護専門職として、適したキャリアを歩んでほしい」と強調しました。

矢野局長は「高等学校指定などに関する権限は都道府県にある」とした上で「高等学校の専門教育として衛生看護科がある。一方で現在の医療現場では准看護師教育では不十分なことや貴会の方向性について理解した」と応じました。



矢野局長（左）に要望書を手渡す高橋会長

《要望事項》

准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

令和6年3月12日

文部科学省

初等中等教育局長 矢野 和彦 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋 弘 枝



令和7年度予算・政策に関する要望書

准看護師制度は、約70年前に戦後の急激な病院増設による看護師需要を補うために、中学校卒業を要件に看護師を補助するために創設された資格です。准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて「診療の補助」と「療養上の世話」を行うことを業とすることから、指示を前提とした教育が行われ、看護師の教育とは内容・時間ともに大きく異なります。

しかし、現場において、准看護師は受けている教育以上の役割や業務を求められてきた歴史があり、本会では制度創設以後、一貫して准看護師養成の停止に取り組んできました。

時代は大きく変化し、現代の看護職には、医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、さらに、地域包括ケアシステムの推進により、人々の療養の場が多様化する中で看護を提供できる高い実践能力が求められています。現在、准看護師養成所ならびに高等学校衛生看護科において准看護師養成が行われていますが、こうした医療・社会のニーズに対応し、業務を担う職能としては不十分な点があります。

実際の医療現場等においても看護師が求められており、准看護師の就業者数は大幅に減少している傾向にあるほか、将来、看護職を志す者についても、看護師資格の取得を志向しています。

つきましては、こうした准看護師制度の課題ならびに社会情勢を踏まえ、現在の医療・社会のニーズに即した看護職養成を行うために、高等学校衛生看護科における准看護師養成を停止するよう要望いたします。

要 望 事 項

- 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

1. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

● 高齢化の進展等により患者像が複雑多様化する中において安全・安心な看護を提供するため、高等学校衛生看護科を廃止し准看護師養成を停止されたい。

※准看護師制度は、今から約70年前に戦後急激な病院増設による看護師需要の増加を補うために、中学校卒業を要件に、看護師を補助するために発足した資格である。

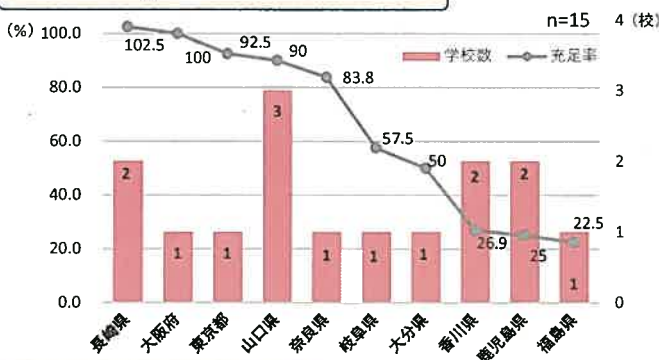
※准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて「診療の補助」と「療養上の世話」を行うことを業とすることから、指示を受けることを前提とした教育が行われ、看護師の教育とは内容・時間ともに大きく異なる。

※医療の高度化・社会ニーズの変化等により、1979年以降、准看護師に代わって看護師が急増し、現在は様々な臨床現場において、高い看護実践能力をもつ看護師が求められている。また、看護職の志望者は、看護師資格取得を目指している。

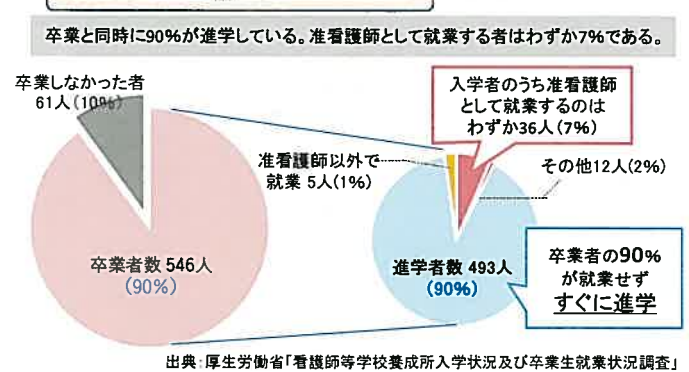
高等学校衛生看護科の動向

全国の高等学校衛生看護科は15校で、学校によって入学定員充足率が大きく異なっている。卒業生の90%は准看護師として就業せず卒後すぐに看護師資格取得のため進学する。

都道府県別の衛生看護科数と入学定員の充足率



高等学校衛生看護科における卒業状況

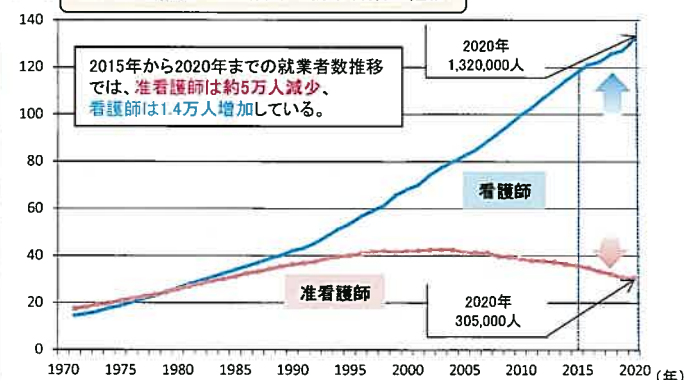


(参考)看護師と准看護師の違い

看護師と准看護師は基礎教育に違いがある。看護師は厚生労働大臣免許、准看護師は都道府県知事免許である。

		看護師	准看護師
基礎教育	入学要件	高校卒業	中学校卒業
	年限	3年以上	2年以上
	単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許		厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業		「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」(法第6条)

(参考)看護師・准看護師の就業者数の推移



出典 保健師助産師看護師法 厚生労働省医政局長通知「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正についての一部訂正等について(通知)令和4年2月28日。医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4に基づき作成

出典 日本看護協会出版会「看護関係統計資料集」各年度版(「病院報告」「医療施設調査」「衛生行政報告例」および「推計」を用いて厚生労働省医政局看護課が作成)